

議案第70号

財産を無償で譲渡すること（氷ノ山自然ふれあいの里）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

1 財産の内容

施設区分	種類	所在地	数量
野営場	建物	便所棟(2棟)	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番1ほか1筆 95.04平方メートル
		炊事棟(4棟)	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番1ほか2筆 151.40平方メートル
		合併処理設備電気室	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番1 40.00平方メートル
		管理棟	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番210 109.97平方メートル
	工作物	屋外電気設備	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番1ほか3筆 1式
		屋外機械設備	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番1ほか3筆 1式
駐車場等	土地	駐車場敷地	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番7ほか5筆 4,291.34平方メートル
		取付道路敷地等	八頭郡若桜町大字眷米字シヨムカ635番1ほか3筆 2,761.37平方メートル

2 相手方

八頭郡若桜町大字若桜801番地5

若桜町

3 理由

宿泊研修施設等の町営施設との一元的な管理により、若桜町の地域振興資源として有効な利活用を図るため、無償で譲渡しようとするものである。